**平成２２年（フ）第５３４号**
沖縄県糸満市字糸満1943番地の14上原春江方、住民票上の住所沖縄県名護市字中山594番地
債務者　高嶺　尚治
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第３００号**
北海道苫小牧市桜木町１丁目６番11号　ハイツまるいＮＯ146―103号
債務者　山崎　謙二
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第１７０３号**
宮城県名取市那智が丘３丁目３番地の７
債務者　立山　智春
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７１１号**
宮城県宮城郡松島町幡谷字富田101番地の１
債務者　土井　光男
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７１２号**
宮城県宮城郡松島町幡谷字富田101番地の１
債務者　土井　弓代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７７０号**
仙台市宮城野区萩野町１―13―９　ベルシティ萩野町504、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町字裏城戸119番地３
債務者　久保寺達行
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８４８号**
宮城県塩竈市新浜町２丁目16番３号　杉の入荘102号
債務者　藤本　良子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７３号**
宮城県東松島市矢本字作田浦164番地15、前住所宮城県東松島市矢本字下浦191番地　市営下浦住宅２号館８号室
債務者　渡邊　久美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２２年（フ）第１０８号**
秋田県北秋田市鎌沢字雪田堤掛８番地
債務者　伊東　若子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第３０９号**
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山６番地82
債務者　斑目　利夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第７６号**
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山６番地82
債務者　斑目　千鶴
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２７０号**
福島県いわき市内郷宮町代41番地の２、前住所福島県いわき市平菅波字礼堂５番地
債務者　箱﨑　好江
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第１５３号**
群馬県桐生市新里町鶴ケ谷75番地４
債務者　吉野　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１０２８号**
千葉県船橋市前原西２丁目14番１―609号
債務者　狩野　　悌
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４４９号**
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区１棟501号
債務者　三浦　光子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４９８号**
千葉県市原市八幡1016番地
債務者　青木　逸子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第６０号**
千葉県鴨川市八色79番地
債務者　苅込みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　千葉地方裁判所館山支部